



下水道使用料の新旧対照表

	平成25年3月使用分まで	平成25年4月使用分から
基本使用料	-----	0 ~ 5 m <sup>3</sup> 一律 525.00 円
一般排水	1 ~ 300 m <sup>3</sup> 115.50 円/m <sup>3</sup>	6 ~ 300 m <sup>3</sup> 136.50 円/m <sup>3</sup>
中間排水	301 ~ 750 m <sup>3</sup> 168.00 円/m <sup>3</sup>	301 ~ 750 m <sup>3</sup> 189.00 円/m <sup>3</sup>
特定排水	751 m <sup>3</sup> ~ 210.00 円/m <sup>3</sup>	751 m <sup>3</sup> ~ 231.00 円/m <sup>3</sup>
公衆浴場	68.25 円/m <sup>3</sup>	68.25 円/m <sup>3</sup>

(消費税を含む)



計算例でみる料金改定

(例)月に 20 m<sup>3</sup>使用する場合 (消費税を含む)

	平成25年3月使用分まで	平成25年4月使用分から
基本使用料	0 円	525 円
一般排水	20 m <sup>3</sup> × 115.5 円 = 2,310 円	(20 m <sup>3</sup> - 5 m <sup>3</sup> ) × 136.5 円 = 2,047.5 円
合計	2,310 円	525 円 + 2,047.5 円 = 2,572.5 円
使用料	2,310 円 (10 円未満切り捨て)	2,570 円 (10 円未満切り捨て)

月に 20 m<sup>3</sup>使用する場合、使用料が月額 260 円 (約 11.6%) の引き上げとなります。

**下水道使用料の値上げにご協力**  
 皆さんへの安定したサービスの提供と下水道事業の経営健全化を図るために、平成25年4月使用分から使用料を改定させていただきます。  
 今後ともなお一層の経営改善に取り組んでいきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

**維持管理費の増大と使用料収入の鈍化**  
 従来から経営の効率化や合理化に懸命の努力をしましたが、事業の推進に伴う維持管理費の増大と使用料収入の伸びの鈍化による収入の不足を一般会計からの繰入れで補填している状況です。

**下水道普及率は91・6%**  
 下水道は、汚れた水を下水処理場へとすみやかに運ぶことで、まちの生活を衛生的で快適なものにしています。本町の下水道は、昭和50年度に着手し、以来今日まで積極的に事業を推進してきました。その結果、普及率が91・6%に達しています。  
 また、皆さんから納めていただいている使用料は、下水道を建設した際に借り入れた町債の償還や施設の維持管理費に充てています。

平成25年4月から下水道使用料を改定します

安定したサービスの提供と経営健全化を図るために

下水道課 34・2076

水道メーターの取替作業を実施中

上下水道部業務課 ☎ 32-2516

上下水道部では、計量法に基づき検定の期限 (8年) を迎える水道メーターを無料でお取り替えします。

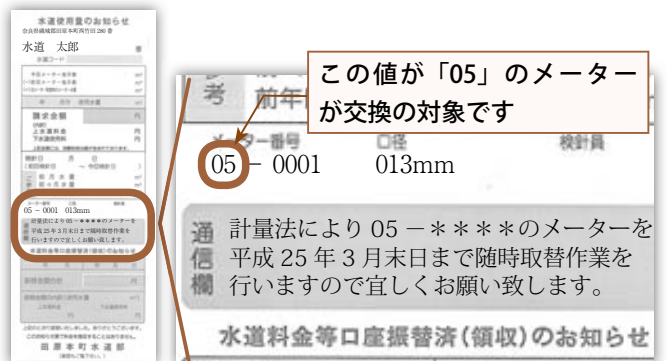
**対象** メーター番号が「05」で始まるメーター

**期間** 平成25年3月29日(金)まで(予定)  
 土・日曜日、祝日は除く

**作業時間** 10 ~ 20 分程度

取替作業時は、腕章と胸に「水道メーター取替業務作業員身分証」を付けた作業員が伺いますので、ご協力をお願いします。

メーター番号は、水道使用量のお知らせを確認を



税など

暮らし・環境

年金・保険

健康・福祉

子育て・教育

まちづくり

催し・講座

募集・就職

お知らせ



快適な住環境の整備のために

# 下水道工事にご協力をお願いします

町では、快適な住環境を整備するため、下水道工事の推進に取り組んでいます。このたびは工事を行う区間と予定期間は次のとおりです。

工事期間中は、付近住民の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

期間	平成25年2月28日まで
場所	西竹田

期間	平成25年2月28日まで
場所	宮古

期間	平成25年1月25日まで
場所	笠縫

期間	平成25年2月28日まで
場所	宮古、十六面

期間	平成25年1月25日まで
場所	八田

問 下水道課 34・2076

## 無許可で商品先物取引の勧誘を行う業者に気をつけて



一般消費者を相手として、商品先物取引を業として行う場合には、商品先物取引法に基づく許可が必要です。

許可を受けていない無許可業者と取引を行わないように十分にご注意ください。

- 国内商品市場取引、外国商品市場取引、店頭デリバティブ取引を業として行う者は、商品先物取引業者としての許可が必要です。
- 自宅や職場に、電話でシカゴの大豆取引の執ような勧誘を受ける場合などは、無許可業者である可能性が高いので、契約・取引はもとより話し合いに応じないように十分に注意してください。

無許可業者に関する相談窓口

農林水産省食料産業局商品取引グループ  
☎ 03-3501-6730

税など  
暮らし・環境  
年金・保険  
健康・福祉  
子育て・教育  
まちづくり  
催し・講座  
募集・就職  
お知らせ